

大学教育課程への 知財創造教育導入

目次

1. 教育学部・教職課程における知財創造教育人材育成
シラバス詳細は下記に配置しています。

<https://www.kim-lab.info/20220330a.pdf>

2. 共通(普遍)教育における知財創造人材育成
詳しい説明は下記に配置しています。

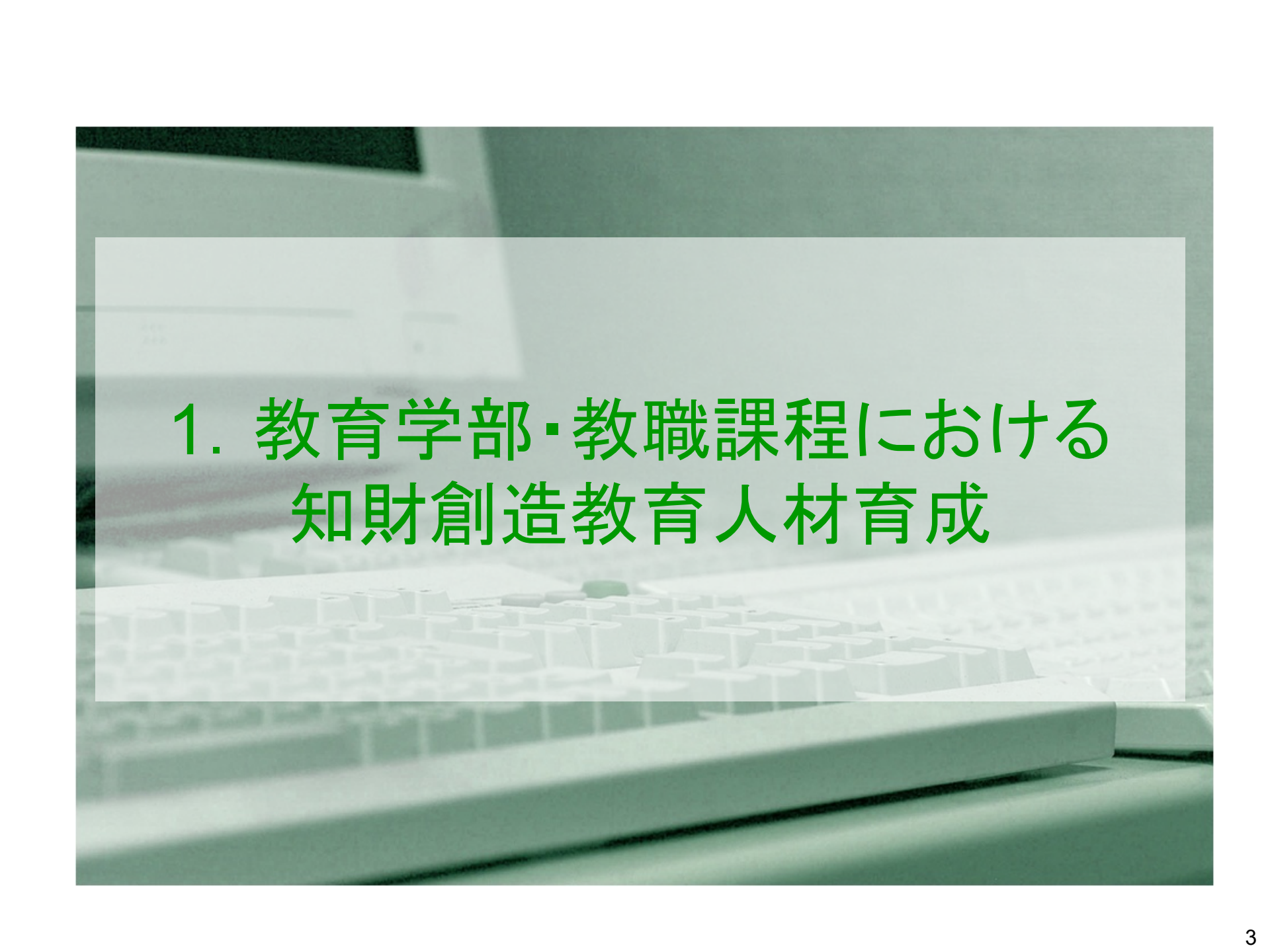
<https://www.kim-lab.info/20220330b.pdf>

3. 共通教育←→専門教育まで一貫した知財創造人材育成
詳しい説明は下記に配置しています。

<https://www.kim-lab.info/20220330c.pdf>

4. まとめ

※このスライドは次に配置しています。<https://www.kim-lab.info/20220330.pdf>



1. 教育学部・教職課程における 知財創造教育人材育成

教職系科目

● 山口大学の場合



● 未来を創る授業ガイド



※未来を創る授業ガイド
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11515225>

教育学部専門科目(2年生以上)

- 教育現場における知的財産入門(1単位選択科目)
山口大学知的財産センター 陳内秀樹先生担当

【概要】

現代は、人工知能に代表される技術革新、モノ以外の豊かさによる価値の創出、価値観の多様化による社会の複雑化、ビジネスモデルが競争力の源泉になる等々、社会や産業の構造が大きく変化しようとしている、このような環境下では、子どもたちが潜在的に持っている「人間にしかできない発想をする力」「共感や体験を伝えたり認めたりする力」「複数の解を求めたりする力」「価値創造の仕組みをデザインする力」を引き出す指導者の能力が強く求められている。ここでは、『**知財創造教育**』として、子どもたちが知的財産を軸に新しい創造をする力および創造されたものを尊重する心を獲得する**指導方法**を考える。また、教育現場で必要とする**著作権系の実務処理**についても扱う。

教育学部専門科目(2年生以上)

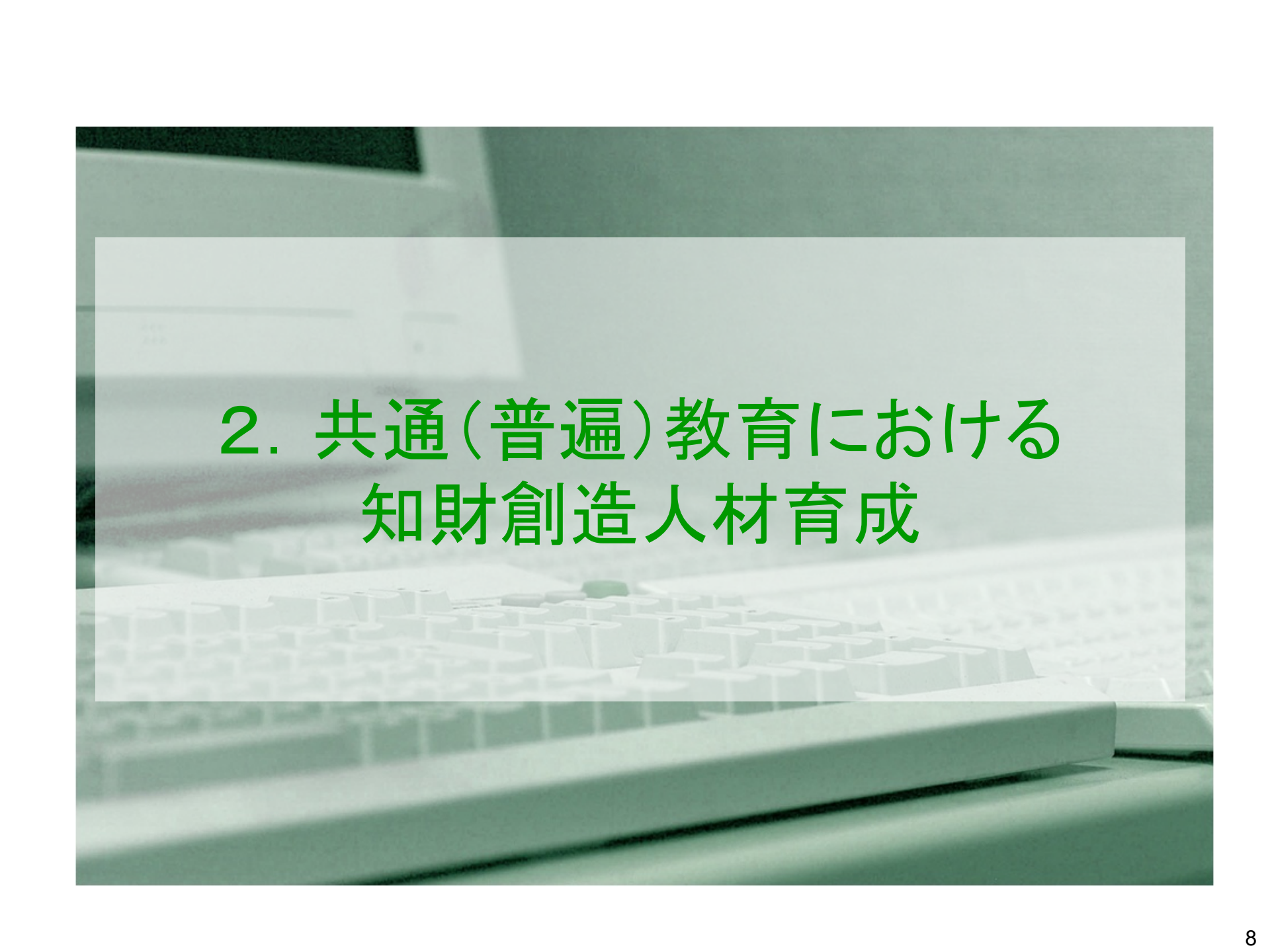
●教育現場における知的財産入門(1単位選択科目)

	項目	内容
第1週	現代社会における知的財産と学校教育の関わり(1)	知的財産に関する基礎的事項を確認すると共に、Society5.0を見据えた現代社会との関係を確認し、学校現場における知的財産の重要性を、教育と校務の観点で見つめ直す。
第2週	現代社会における知的財産と学校教育の関わり(2)	知財創造教育について「教育の不易と流行」の観点から捉え直す。その現代的意義や育成すべき資質・能力について、全国の取組事例や法律、学習指導要領を足がかりに考える。
第3週	著作権法と特許法から見る学校教育(1)～知財に気づくアンテナを立てよう～	学校で起こりうる著作権及び特許権に係る事例を想定し、地域社会や学校に潜在する知的財産を見いだす。なお、著作権法35条の改正情報についても扱う。
第4週	著作権法と特許法から見る学校教育(2)～学校の知財を適切に扱おう～	学校で起こりうる著作権及び特許権に係る事例を想定し、法的に公正で関係者にとって公平で適切な取扱いについて考える。

教育学部専門科目(2年生以上)

●教育現場における知的財産入門(1単位選択科目)

	項目	内容
第5週	知財創造教育のあり方と指導方法(1) ～教材・教具を作成してみよう～	児童生徒の創造性を喚起し、尖った才能を潰さず育むような、学びの場を醸成する教材や指導法のあり方を考え、その教材を作成する。
第6週	知財創造教育のあり方と指導方法(2) ～指導案を作成してみよう～	小学校・中学校・高校のいずれか、特定の教科等(総合的な探究の時間も含む)を想定して、知財創造教育を検討し指導案等を作成する。
第7週	模擬授業	各自が作成した指導案と教材を利用して模擬授業(10～15分程度)を実施する。
第8週	期末試験と総括(レポート)	テスト40分、レポート(「私の目指す教育に、どのように知財創造教育を取り入れるか」)40分



2. 共通(普遍)教育における 知財創造人材育成

山口大学知財教育部門が担当する教育

大学院リテラシー
科目

学部専門課程レベ
ル科目

学部初年次リテラ
シー科目

教育学部専門科目

教員免許更新講習

専門職大学院

法学研究科

法学部

留学生向けの科目

社会人履修証明プログラム

教育現場の実践的著作権対応(FD)

高等学校

中学校

小学校

知財創造教育地域コンソーシアム(中国地域)

山口大学学部共通教育のみ

● 知財教育部門担当の学部共通教育

全学生対象（山口大学）

リテラシーレベル **全学生必修**科目

知的財産入門（1単位）

※2019年度までは「科学技術と社会」という科目名

- ・ 著作権法、特許法など知的財産法全領域の初歩的知識とスキルを修得する科目
- ・ 人文学部から医学部まで全学部生対象の必修科目

全学生対象（山口大学）

アドバンス科目（選択科目）

知財情報の分析と活用
（2単位）

ものづくりと知的財産
（2単位）

コンテンツ産業と知的財産
（2単位）

著作権法Ⅰ（1単位）

著作権法Ⅱ（1単位）

特許法（1単位）

意匠法（1単位）

商標法（1単位）

不正競争防止法（1単位）

種苗法（1単位）

技術経営と知的財産
（1単位）

標準化と知的財産（1単位）

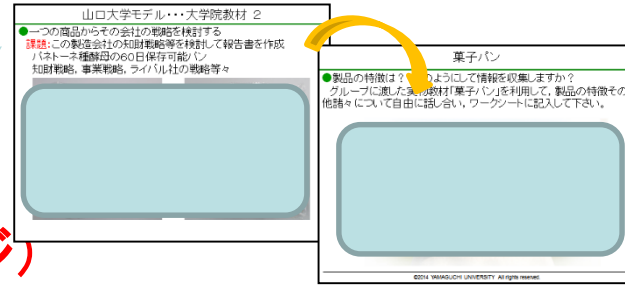
農業と知的財産（1単位）

知的財産管理論（1単位）

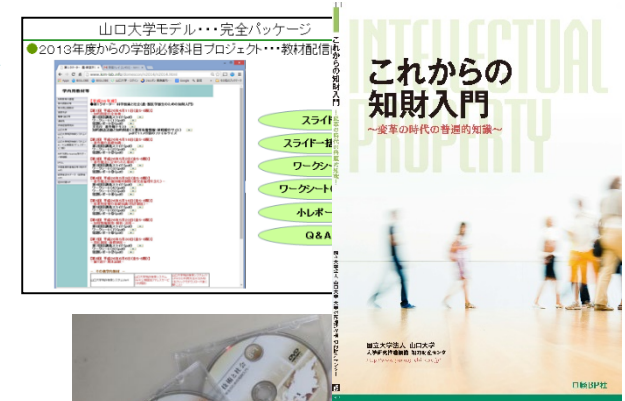
情報法入門（1単位）

知財教育の山口大学モデル

1. 大学院教材の転用，院生のレポートも教材に転用下の学年用にダウングレードしながら教材を作成する



2. 実効性の確保と後年度負担の回避(完全パッケージ)



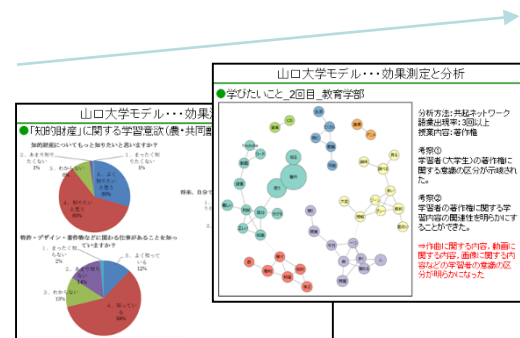
カリキュラム開発，スライド等の教材開発，ビデオ教材開発，e-learning開発(内製化)，問題作成，問題用紙のマークシート化，効果測定方法開発等，知財教育を実施するための『完全パッケージ』を制作。

この科目を，他の教員に渡しながらか，少しずつ上学年の科目開発を行い，**知財教育グループの教員は最終的に上学年の科目を担当。**

例えば，1年生の「科学技術と社会－**学部生のための知財入門－」(1単位必修科目・12クラス・2千人弱)は，2016年度から工学部教員が担当している。但し，2クラスだけは当センターがノウハウ維持の目的で継続担当する予定。



3. 特許検索システム，e-learning教材等の開発



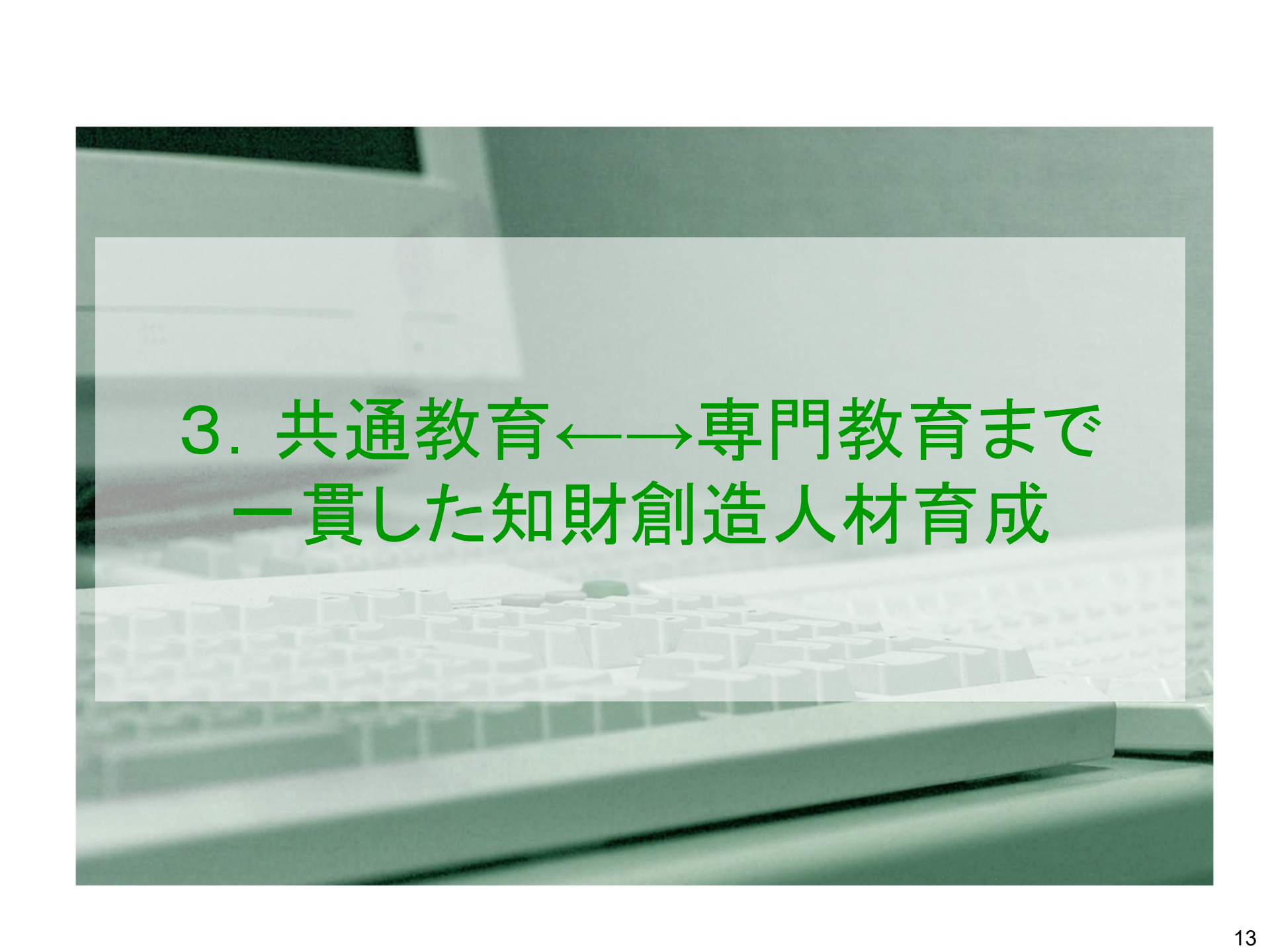
4. 授業効果等の測定と分析を大規模かつ体系的に実施

山口大学知的財産センターの拠点活動

● 知的財産教育研究共同利用拠点 (2015年7月30日-2023年3月31日)

FD・SD研修等参加状況

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	所属機関数	利用人数	延べ人数	所属機関数	利用人数	延べ人数	所属機関数	利用人数	延べ人数
学内(法人内)	18	407	407	14	621	621	3	1,991	1,991
国立大学	17	1,870	1,870	45	2,755	2,755	16	2,946	2,946
公立大学	3	134	134	2	2	2	4	173	173
私立大学	14	4,595	4,595	63	5,425	5,425	22	7,461	7,461
大学共同利用機関法人	0	0	0	0	0	0	1	112	112
民間・独立行政法人等 (高等学校および高等・ 専門学校での授業含む)	46	4,895	4,895	191	7,119	7,119	84	5,789	5,789
外国の研究機関	2	110	110	1	20	20	4	32	32
計	100	12,011	12,011	316	15,942	15,942	134	18,504	18,504



3. 共通教育←→専門教育まで
一貫した知財創造人材育成

帝京大学八王子キャンパスの事例

● 木村2020年度着任以降に実施した例（※自分の担当授業のみ）

帝京大学（木村担当科目の構成）

リテラシーレベル選択科目

2022年度～「知的財産入門」

法学Ⅰ（2単位）

※山口大学「知的財産入門」をベースに2単位に補強

- ・ 著作権法、特許法など知的財産法全領域の初歩的知識とスキルを修得する科目
- ・ 演習課題を増加させている

社会情報論Ⅰ（2単位）

- ・ 文系学生用のデータサイエンス入門科目
- 関連科目

法学Ⅱ（2単位）

- ※法学Ⅰの接続科目
- ・ 技術契約、音楽著作権処理の実務など実践的内容を取り入れている

社会情報論Ⅱ（2単位）

- ・ 著作権情報、産業財産権情報、種苗情報等の知財情報の取得活用をテーマとしている

アドバンスレベル選択科目

知的財産法Ⅰ（2単位）

- ※法学部専門科目、他学部からの聴講が半数程度。
- ・ 特許法 意匠法等を扱う。

知的財産法Ⅱ（2単位）

- ※法学部専門科目、他学部からの聴講が半数程度。
- ・ 著作権法 商標法等を扱う。



4. まとめ

まとめ

価値デザイン社会の人材育成では、仕組みの価値化を担保するために知財知識と初歩的なスキル形成が必要（知財創造教育）。

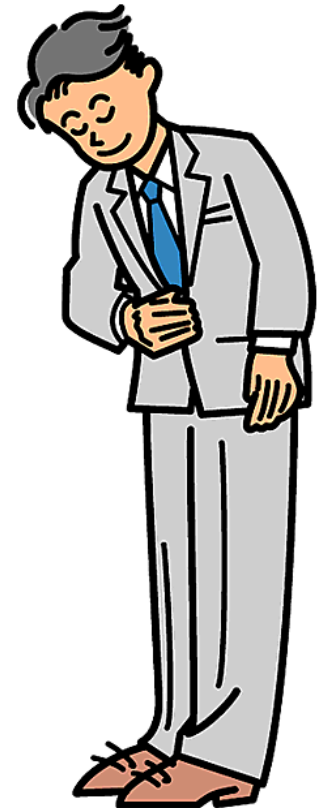
知財創造教育は、初等中等教育から高等教育まで段階を経た教育システムで実現すべきものである。

高等教育における知財創造教育は、学部初年時教育等で共通教育として実施すると、次段階の共通教育あるいは専門教育で効果的に引き継ぐことができる。

学生の興味を引くことができ、かつ実務上も意義のある教材を共同で開発し共用すると効果的に知財創造教育を進めることができる。

法律改正により、専門教育の中に新規に組み込むことが望ましい事項が増えている。専門領域によっては卒業後の大きなリスク要因を放置する懸念がある。

ご清聴ありがとうございました



Contact

木村友久

〒192-0395 東京都八王子市大塚359番地

ソラティオスクエア16階(S1612号室)

kimlab@main.teikyo-u.ac.jp

<http://www.kim-lab.info/>